

清掃指導員設置要綱

(昭和56年8月制定)

改正 平成16年5月28日要綱第3号

改正 平成19年5月31日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年8月制定)第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 清掃指導員は、清掃行政に関する住民の意見、要望、処理業者等の指導、立入検査を行う。

(定数)

第3条 清掃指導員の定数は、組合職員1人並びに構成市町村職員各1人とする。

(委嘱)

第4条 清掃指導員は、代表理事が委嘱する。

(任期)

第5条 清掃指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の取消し)

第6条 清掃指導員が、次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1) 辞退を申し出たとき。

(2) その他清掃指導員としてふさわしくない行為があったとき。

(委任)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。